

平成25年4月18日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消に関する訴訟の提起について

当社は、本日平成25年4月18日付で東京地方裁判所において、訴訟の提起を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

(1) 有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴え

関東財務局長が当社に対し平成25年4月12日付けで発出した当社の第10期事業年度連結会計期間（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）に係る有価証券報告書（平成22年7月28日提出の訂正報告書により訂正されたもの）の訂正報告書の提出命令（以下「本件提出命令」といいます。）を取り消すとの判決を求めるもの。

(2) 上記(1)に関する、行政処分執行停止申立

本件提出命令は、上記(1)の訴訟の判決確定までその効力を停止するとの決定を求めるもの。

2. 訴訟を行なった理由

(1) 本年4月12日付け「関東財務局長による当社有価証券報告書の訂正報告書提出命令について」でお知らせしておりましたとおり、平成25年3月29日付けで証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」といいます。）から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第10期（平成21年3月期）事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされておりましたが、これを受けて、関東財務局長より「実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上」を計上しており、連結経常損益が▲404百万円であるところを1,861百万円と記載、連結当期純損益が▲1,635百万円であるところを630百万円と記載している点で虚偽記載があるとして、平成25年4月12日付けで本件提出命令を命じられております。

(2) 本件提出命令は、当社が平成21年3月期に「実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上計上」をしたという認定に基づいておりましたが、当社としては、対象とされている販売斡旋取引について、風力発電機メーカーに対し、販売斡旋の役務を実際に提供し、その対価として販売斡旋手数料の支払いを受けているものですから、「実態のない取引」ではないことは明らかであると考えており、聴聞手続における行政庁の説明を踏まえても、その認定内容は

到底承服することはできず（詳細については、平成25年4月12日当社開示「関東財務局長による当社有価証券報告書の訂正報告書提出命令について」をご覧ください。）、今般東京地方裁判所に、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起するとともに、同法第25条に基づく執行停止の申し立てを行なうものです。

3. 訴訟の提起をした裁判所および年月日
東京地方裁判所 平成 25 年 4 月 18 日

4. 訴訟を提起した者（原告）
日本風力開発株式会社
東京都港区西新橋一丁目1番15号
代表取締役 塚脇 正幸

5. 本訴訟の相手方（被告）
訴訟の相手 国
東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号
上記代表者法務大臣 谷垣 禎一
処分行政庁 関東財務局長 菅野 良三

6. 今後の見通し

本訴訟については、今後の進展状況に応じて必要な情報を開示する予定であります。

他方で、本件提出命令については、その提出まで7日間の期限が付されているところ、万一執行停止が認められない場合、本件提出命令に従わないときに金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に沿った有価証券報告書に係る訂正報告書の提出を行ないつつ、平行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続き、本件提出命令の取消訴訟において、該当有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針です。

以上